

## 第 4 回

# 「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会

## 議 事 録

日 時：2023年8月28日（月）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 定刻より少し早いのですがけれども、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただこうと思います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

市民文化局地域振興部区政課長の江積でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、第4回「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会を開催させていただきます。

本日は、過去3回の検討部会でご議論いただいた内容を踏まえまして、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会に報告する答申（案）についてご審議いただく予定となっております。

委員の皆様には、これまでの検討部会に引き続き、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 事務連絡

○事務局（江積区政課長） それでは、説明に入る前に、事務局から、本日の資料及び留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料でございますが、右上に資料1と表記されております「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」新旧対照表と右上に資料2と表記されております（仮称）札幌市再犯防止推進計画の策定について答申（案）の二つとなります。

また、座席表、委員名簿、規則、前回検討部会の議事録を机上に配付させていただいております。

続きまして、留意事項でございますが、本部会は公開となっております。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

留意事項等の説明は以上になります。

また、本日は、高橋委員から欠席のご連絡を頂戴しております。

よって、15名中14名の委員にご出席いただいております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、以後の進行を神元部会長にお願いいたします。

神元部会長、よろしくお願い申し上げます。

## 3. 議 事

○神元部会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 市民文化局地域振興部区政課地域防犯担当係長の下川原でございます。

資料の説明をさせていただきます。

先ほどご説明した資料のほかに、求人・求職バランスシートと「再犯のない社会へ。」というパンフレットをお配りしていますが、こちらは、札幌協力雇用主会連合会の荒木委員から情報提供ということで配付させていただきました。参考にご覧いただければと思います。

それでは、資料1の説明をさせていただきます。

前回の検討部会でご意見をいただいた点等についてご説明をさせていただきます。

説明に入る前に1点補足がございます。前回の検討部会終了後に、これまでの議論を踏まえ修正された計画素案につきまして、札幌市の関係部局に内容の確認の依頼をしております。

このため、資料1の修正案は、前回の検討部会におけるご意見を踏まえた修正のほか、庁内の関係部局からの指摘を踏まえた修正もありますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

まず、冒頭の12ページと書いてあるところですが、第2章-4「再犯の防止に関する市民意識調査の状況」について、冒頭に、調査方法、対象者、期間など、インターネットアンケートの概要を記載させていただきました。

なお、後ほど詳細はご説明させていただきますが、本日お配りの答申（案）では、令和5年7月11日から7月21日までに実施した最新のアンケートの結果に更新しております。

この更新に伴いまして、資料1の1ページの中段のとおり、再犯の防止に関する市民意識調査の状況に見る札幌市の課題と、2ページの「成果指標・目標値及び特に関連の深い重点項目」という部分についても変更しております。

こちらの詳しい内容につきましても、後ほど、次第2の答申（案）の説明の際にご説明させていただきます。

続いて、資料1の2ページ目の中段です。

変更後のほうに20ページと記載された箇所をご覧ください。

前回の検討部会では、入口支援に関する取組の記載を充実させるとともに、新たに検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した人の数を参考指標に追加することをご説明させていただきました。

この入口支援に関する指標の追加に関連しまして、福祉的支援を必要とする方への支援は、入口支援、出口支援ともに重要であり、出口支援についても指標の設定を検討すべきではないかとの意見が市の関係部局からありました。

これを受けまして、札幌保護観察所のご協力の下、札幌市外を含む広域の統計ではあり

ますけれども、資料に記載がありますとおり、新たに矯正施設等と保護観察所との連携による出口支援を実施した人の数を参考指標に追加させていただきました。

続きまして、その下の注釈の記載事項の変更についてでございます。

地域生活定着支援センターの説明文ですけれども、もともと文末に「原則として各都道府県に1か所設置されている。」と記載されておりましたけれども、北海道に関しましては札幌市と釧路町の2か所に設置されているということがございましたので、その内容を追記させていただいております。

3ページ目をご覧ください。

まず、札幌市の取組である17の「障がい者相談支援事業」ですけれども、こちらは担当部局から指摘がありました軽微な字句修正になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、札幌市の取組である「若者の社会的自立促進（まなぷらっと）」についてでございます。

前回の検討部会にて、小松委員から、少年院や少年鑑別所に入院、入所した人の復学のハードルが高いという印象があり、復学に関する取組について、教育委員会と連携した内容を追加してはどうかのご意見がございました。

こちらを受けまして、前々回にご審議いただいていた第4章-3「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」に掲載されております「若者の社会的自立促進（まなぷらっと）」の事業を所管している子ども未来局と調整を行いまして、赤字の下線のとおり、学校をはじめとする関係機関と連携しながら、学び直しの支援を行っていることが分かるよう文言を追加いたしました。

あわせて、1枚めくって4ページの上段をご覧ください。

変更後の45ページとありますが、こちらは、第4章-4「様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組」の中の小項目「ア 少年・若年者への支援等」に関する札幌市の取組を掲載しているページとなっております。ここでも「若者の社会的自立促進（まなぷらっと）」を再掲させていただきまして、困難を有する若者への支援としての位置づけも行ったところでございます。

1ページ戻っていただいて、3ページの下段になります。

札幌市の取組である「若者支援施設の運営」というところでございます。

前回の検討部会にて、中村委員から、年齢を問わず居場所を求めている人がいて、特に家や学校に居場所がない若者を対象とした就労支援以外も含めた複合的な居場所づくりが不足しているのではないかと、再犯率を減少させるには、既存の取組だけではなく、困難を抱える人に対する新たな取組が必要なのではないかとのご意見があったところでございます。

こちらの意見を受けまして、若者支援施設の運営を所管する子ども未来局と調整をさせていただきます。

子ども未来局では、同施設を指定管理者への委託により運営しておりまして、NPO法人、企業、学校等と連携し、地域での若者の居場所づくり活動を実施しております。

具体的には、指定管理業務の一環として、地域の協力の下、既存の施設を活用した居場所づくりを行う「ミニY o u t h +」や、学校へ訪問し、校内の一部にカフェスペースを展開する「学校内ユースワーク」、あるいは、キッチンカーで公園等に出向き食事を提供する「キッチンカー事業」などを行っております。

このように、こちらの事業では、就労や家族関係など、様々な課題を抱える若者とつながり、その方々の状況に応じて必要な支援を行っております。既存の施設を活用したソフト事業を主体に展開しております。

札幌市としましては、予算との兼ね合いもございまして、現時点では新たな施設を整備することは考えておりませんが、今後も、様々な困難を抱える若者とつながり、個々の状況に応じて必要な支援を実施していきたいと考えていることから、赤字で書いてあるとおり、取組の内容の説明について追記をさせていただきました。

また、若者の居場所としては、行政が設置するもの以外に民間が設置するものもございまして、札幌市としましては、そうした民間の居場所づくりの側面支援として、広報や活動の連携などを今後も実施していきたいと考えているところでございます。

札幌市が行う民間団体への支援の一つに、前回の審議会で中村委員からお話がありました日本財団による「子ども第三の居場所」事業の申請に必要な副申書の作成というものがございます。

札幌市では、開始後複数年の収支計画を含めた事業計画の実現性などを確認させていただいておりますが、これまで申請のあった事業については、全て副申書を交付しております。

今後も、「子ども第三の居場所」事業による子どもの居場所づくり活動を支援していきたいと考えておりまして、「計画に妥当性がある場合の副申書の交付」、「日本財団に採択された場合の事業の周知協力」の2点について協力してまいりたいと考えております。

続きまして、こちらの中村委員からのご意見に関する内容になるのですが、口頭でのご報告とさせていただきます。

今回お配りしている資料2の答申（案）の47ページをご覧ください。前回の検討部会にて、札幌市の取組の40の「困難を抱える若年女性支援」について、緊急時の連絡先として開設しているSOSホットラインの受付時間が木曜日と年末年始を除いた16時から18時までの2時間というのが短過ぎるのではないかと、時間を拡大する必要があるのではないかとのご意見がございましたので、本事業を所管する子ども未来局に申し伝えさせていただきました。

こちらの事業は、様々な悩みや困難を抱えた主に10代後半から20代の女性を対象として、対象者の年齢層やこれまでの相談実績というものを考慮しますと、電話よりもSNSのほうがより気軽に相談可能と考えており、SNSでの24時間受付、平日9時から1

7時の返信対応を行っているところでございます。

また、SOSホットラインの電話受付時間外で緊急の場合は、本事業を委託している「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」が運営している「札幌市男女共同参画センター」の電話番号を案内しているところでございます。

支援を必要としている方に必要な支援を届けていくため、行政から積極的に働きかけて支援を届けるアウトリーチ型の支援として、繁華街での夜回りやネットパトロールなどを実施しているところでございます。

現状、繁華街での夜回りですとかネットパトロールなどにより、行政から積極的に働きかけて支援を届けるアウトリーチ型の支援とSNSによる相談受付を継続していきたいと考えておりますので、電話での受付時間を延長する予定はございませんけれども、支援が必要な方に必要な支援が届けられるよう、今後も利用者のニーズに応じて検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、資料の4ページ中段から5ページにかけての部分です。

札幌市の取組として今回新たに追加しました41の「虐待の予防・早期発見に向けた支援」と42の「児童虐待防止に向けた啓発と相談窓口の周知」についてでございます。

前回の検討部会では、小松委員から、虐待を受けた子どもだけではなく、保護者への支援という観点についても踏み込んだ内容の記載を検討していただきたいとのご意見があったところでございます。

これを受けまして、子ども未来局と調整を行いまして、新たに、保護者に対する支援を含めた児童虐待防止に向けた取組として、こちらに記載があります41番と42番の二つの取組を追加しております。

これらの取組につきましては、小項目の名称を、「イ 困難を抱える女性やDV・虐待等に悩む人への支援等」に変更の上、ここに位置づけを行っております。

1枚めくりまして、5ページをご覧ください。。

札幌市の取組である生活保護制度についてでございます。

こちらは、担当部局からの意見を踏まえて追記したものでございます。

札幌市内には、生活保護法の規定により設置された救護施設が4か所あり、障がいの種別や年齢を問わず、複合的な障がいを抱えている方などを受け入れ、自立に向けた多様な支援を行っていることから、その旨を追記したところでございます。

あわせて、ページの下部に※36の救護施設の注釈を新たに追加したところでございます。

続きまして、5ページの下段から6ページにかけての部分ですけれども、第4章－6「(1) 国・民間団体等との連携強化等」の記載内容に関する変更でございます。

前回の検討部会にて、伊野委員から、国の第二次再犯防止推進計画では、国と地方公共団体が担う役割を明確化した上で、民間協力者等を含めた連携強化に取り組むこととしていることから、本計画の現状と課題を踏まえた対応方針についても、国の関係機関から再

犯防止等に関する助言などを受けながら再犯防止に向けた取組を推進していくといった内容の記載を検討していただきたいとのご意見があったところでございます。

こちらの意見を受けまして、札幌保護観察所にもご協力をいただきながら、3段落目の後ろに、保護観察所や法務少年支援センターが推進している地域援助の取組に関する記載を追記したところでございます。

続いて、6ページの中段になります。

札幌市の取組である「社会を明るくする運動に関する広報・啓発」についてでございます。

資料の左側のとおり、社会を明るくする運動が毎年7月にのみ実施されているという誤解を招くような表現となっておりますので、もともとあった「毎年7月に実施される」という文言を削除したところでございます。

続いて、6ページの下「再犯防止支援策に関するホームページの開設」のところですが。

こちらは、新たに札幌市の公式ホームページ上に関係機関や団体等が実施している再犯の防止等に関する取組を総覧できるページを公開し、様々な課題を抱える犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援をしていくための取組として考えているところでございます。

変更前の説明文では、市の公式ホームページ上に公開するということが明記されておりましたが、取組名と取組内容を修正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○神元部会長 それでは、ただいまの事務局のご説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(下川原地域防犯担当係長) それでは、次第2の説明に移らせていただきます。

資料2の冊子をご覧ください。

こちらは、これまでの検討部会での審議結果を反映した答申(案)となっております。

本日は、第1回目の検討部会でお配りした計画素案からの変更点を中心にご説明させていただきます。

まず、表紙を1枚めくっていただきますと、「はじめに」というページを設けております。

こちらにつきましては、札幌市再犯防止推進計画の策定について検討を行った経緯や目的、審議経過などについてまとめたものとなっております。

文末の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の会長名につきましては、令和5年9月6日に開催します今年度第1回目の審議会にて、会長が決定しましたら記入させていただきます。

ページを1枚おめくりいただきますと、第1章から第5章までの目次となっております。

続いて、次のページをめくっていただきますと、関係機関・団体の皆様から寄稿をいただいたコラムをまとめ、リード文も掲載させていただいております。

また、資料編として、資料1に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の構成委員及び審議経過、資料2に用語集を掲載しているということを目次に示させていただきます。

続いて、12ページをご覧ください。

以前お渡しした計画素案では、令和4年に実施したインターネットアンケートの結果を掲載しておりました。このたび、今年の7月11日から7月21日まで実施した調査結果が判明いたしましたので、データを更新しております。

それでは、最新の結果を簡単にご説明させていただきます。

まず、「(1)再犯防止等に関する用語のうち、内容を知っているものはありますか」とお聞きした質問ですが、グラフの1番上の「保護司」が42.5%と最も高く、前回の35.4%と同様に、関連用語の中では認知度が最も高いということが明らかとなりました。

一方で、「選択肢の中に知っているものはない」と答えた人は42.5%であり、前年の調査では44.0%とほぼ変わらない結果となりました。

続いて、「(2)犯罪をした人等の立ち直りに協力したことがありますか」という設問に対する回答ですが、それでも、「ある」と答えた人は2.1%であり、前回調査の3.8%と変わらず、低調な結果となりました。

続いて、13ページの(3)です。

(2)の設問で立ち直りに協力したことがあると回答した人に対して、「どのような協力をしたことがありますか」という質問でございますけれども、最も多い回答は、グラフの一番上の「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたことがある」と、グラフの上から2番目の「再犯防止に関するボランティアに参加したことがある」と答えた人で40.0%という結果となりました。

前回の調査では、「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたことがある」以外の選択肢を選んだ人が数%から十数%でしたので、協力した内容が多様になってきているということが明らかになっております。

続いて、「(4)犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか」という設問に対する回答ですが、「思う」と答えた人は3.1%、「どちらかといえば思う」と答えた人は24.6%でありまして、この二つを合わせると27.7%という結果になりました。

前回の調査では、「思う」と「思わない」の二つの選択肢から一つを選んでいただくという選択肢になっておりましたが、そのときは「思う」と答えた人が32.7%でしたので、前回同様に立ち直りに協力したいと思います人は少数派で、協力したいと思わないという人が7割以上いるという結果となっております。

続いて、14ページになります。

(4)の設問で立ち直りに協力したいと「思う」または「どちらかといえば思う」と回答した人に対して、「(5)どのような協力をしたいと思えますか」とお聞きしたところ、グラフの一番上の「再犯防止に関するボランティアに参加したい」が50.8%と最も多く、次いで、上から2番目の「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたい」と答えた人が33.1%という結果になりました。

前回の調査でも、上位から、「再犯防止に関するボランティアに参加したい」が43.9%、「犯罪をした人等に継続的に助言や援助をしたい」が38.2%でしたので、同様の傾向となっております。

続いて、15ページになります。

(4)の設問で「どちらかといえば思わない」「思わない」と回答した人に対して、「(6)立ち直りに協力したくないと思う理由を教えてください」とお聞きしたところ、グラフの上から順に、「どのように接すればいいかわからない」「犯罪をした人等に関わりたくない」「犯罪に巻き込まれそうで怖い」といった回答が多い結果となりました。

こちらは、前回の調査と比較しますと、グラフの一番下の「考えたことがない」と答えた人の割合が約10%ほど減少する一方で、「どのように接すればいいかわからない」や「関わりたくない」と答えた人の割合がそれぞれ10%以上増加する結果となっております。

続いて、16ページをご覧ください。

「(7)犯罪をした人等の立ち直りのために、どのような取組が必要だと思いますか」という設問でございますけれども、最も多かったのがグラフの1番上の「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援を行う」で42.9%、次いで多かったのがグラフの上から2番目の「住む場所を確保するための支援を行う」の33.8%となりました。

前回の調査では、「ビジネスマナーや資格・技術の習得など、仕事に就くための支援を行う」と答えた人に関しましては31.7%、「住む場所を確保するための支援を行う」と答えた人が26.7%であり、それぞれ7%から10%ほど上昇しているということから、犯罪をした人等の立ち直りのためには仕事や住居が必要と考える人が多いことが明らかになっております。

17ページをご覧ください。

ここでは、ここまで紹介した再犯の防止に関する市民意識調査の状況に見る札幌市の課題をまとめております。

全体の傾向として、昨年アンケートと今年アンケートの結果に大きな違いはなかったので、内容についてはほぼ素案のまま踏襲しておりますが、一部修正を行っております。

具体的には、3段落目の「立ち直りに協力したいと思わない理由として」に続く文として、当初は「犯罪をした人等との接し方や協力の方法がわからないといった回答や」とい

う記載としておりましたけれども、先ほどご説明した15ページの(6)の設問のとおり、「協力の方法がわからない」と答えた割合が上位ではなくなったことから、「協力の方法がわからない」という文言は削除したところでございます。

続いて、19ページの下段の成果指標の表ですが、こちらの成果指標のうち、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合については、先ほどご説明したとおり、令和5年度のアンケートでは、「思う」「どちらかといえば思う」「どちらかといえば思わない」「思わない」の四つの選択肢から選択していただいたところです。

このため、成果指標には、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」または「どちらかといえば思う」と答えた人の割合を設定し、計画最終年度である令和10年度には50%以上になることを目標としております。

続いて、21ページです。

こちらは、「札幌市における犯罪被害者等に関する取組」に関するコラムでございます。

この計画が犯罪をした人の支援を目的として策定する一方で、犯罪被害者のことについて何も考えていないのはよくないというご意見がございましたので、札幌市で実施している「犯罪被害者等支援制度」による支援金の支給や各種の費用助成を紹介する内容を記載させていただいております。

続いて、22ページです。

ここから第4章の札幌市の取組の内容になりますけれども、第4章につきましては、過去3回の検討部会の中で委員の皆様から様々なご意見を頂戴して、変更を行っております。

これらの変更内容につきましては、過去の検討部会の中で、新旧対照表を用いて既にご説明済みではありますが、変更内容を計画の本文に落とし込んだ形でご覧いただくのは本日が初めてですので、改めて、幾つかピックアップしてご紹介したいと思います。

まず、28ページをご覧ください。

札幌市の取組である13の「協力雇用主制度及び矯正就労支援情報センター（コレワーク）の周知」についてでございます。

こちらは、当初の素案では協力雇用主制度のみの内容でしたけれども、この取組の中で、刑務所出所者等の雇用を促進する働きかけを行っている矯正就労支援情報センター（コレワーク）の周知もできないかというご意見があったところでございます。

こちらを受けまして、本取組を担当する経済観光局と調整を行いまして、コレワークが行う事業者向けの支援についても周知を図ることとし、取組名と取組内容を変更したところでございます。

続いて、33ページをご覧ください。

高齢や障がいのある方が再犯に至ってしまう要因として、適切な福祉サービスにつながっていないということが多々あり、関係機関が取り組んでいる入口支援に関する記載を充実させることで、市民や福祉サービスを提供する事業者の理解や協力の促進につながるのではないかといったご意見があったところです。

このご意見を受けまして、札幌保護観察所や北海道地域生活定着支援センター、札幌地方検察庁などにご協力をいただきながら、記載の見直しを行ったところでございます。

具体的には、現状と課題を踏まえた対応方針の上から2段落目、3段落目、4段落目に、矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センター、札幌地方検察庁といった出口支援、入口支援、それぞれの関係機関名を明記するとともに、特に入口支援については、詳細が分かるよう取組内容の記載を充実させたところでございます。

続いて、34ページの上段です。

こちらにはチャート図が掲載されておりますが、入口支援と出口支援の対象となる処分のみでの記載に変更するとともに、対象者の規模が分かるよう人数も付記させていただきました。

続いて、同じページの下段です。

札幌市の取組である18の「福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への福祉サービスの提供」についてです。

入口支援や出口支援など、地域生活定着支援センターが行う事業の連携先として、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所は欠かせない機関でありますので、連携していることが分かるような内容を加えられないかというご意見があったところでございます。

これを受けまして、本取組を担当する保健福祉局と調整を行いまして、新たに追加した取組となっております。

続いて、37ページをご覧ください。

こちらは、当初、タイトルや現状と課題を踏まえた対応方針が薬物依存に特化した内容となっておりますけれども、アルコールやギャンブルなどの犯罪の温床となる依存症はほかにもある中で、薬物依存に限定しているのはなぜなのかといったご意見がございました。

こちらを受けまして、保健福祉局と調整を行いまして、タイトルや現状と課題を踏まえた対応方針を修正させていただきました。

対応方針については、4段落目以降の「また、薬物以外にも」というところの記載ですけれども、そこを薬物だけではなくてアルコールやギャンブルなどの依存症全般に言及した記載に修正させていただいております。

また、その下に記載している札幌市の取組につきましては、38ページの一番下の23の「薬物乱用防止に関する啓発」以外は薬物依存に特化した内容ではないところもございまして、ア、ウ、エの小タイトルも、「薬物依存」「薬物事犯者」という文言を使用せず、「依存症」「依存症を有する人」という表現に変更させていただいたところでございます。

続いて、各団体からご寄稿いただいたコラムを紹介させていただきます。

29ページをご覧ください。

こちらは、札幌協力雇用主会連合会からの寄稿でございます。

札幌協力雇用主会連合会は、札幌保護観察所管内の地区雇用主会の設立等を目的として設立されまして、当初は3地区の協力雇用主会で構成されていましたが、その後、各地区で協力雇用主会の設立が進み、現在は21地区に設立されております。

主な活動としましては、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰等を目的とした様々な取組が行われておりまして、刑務所出所者等の就労の確保に向けて協力雇用主の求人情報を各地区の協力雇用主会が管理し、保護司からの照会に常時対応可能な体制が整えられているところでございます。

続いて、32ページをご覧ください。

こちらは、札幌市居住支援協議会からの寄稿でございます。

札幌市居住支援協議会は、法律に基づき、札幌市、不動産事業者団体、福祉事業者団体が協力体制を構築しまして令和2年1月に設立されました。

主な活動としましては、居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」の運営や、居住支援に関する連携の強化、情報共有などに取り組まれています。

「みな住まいる札幌」は、高齢者などの住まいの確保にお困りの方をサポートするため開設されました無料相談窓口でありまして、刑事施設を出所し、住宅を探している方についても、関係機関やご本人からの相談に応じ、居住支援法人等と連絡を取りましてご紹介をするなどの対応を取られているところでございます。

続いて、35ページになります。

こちらは、北海道地域生活定着支援札幌センターからの寄稿でございます。

地域生活定着支援センターは、高齢または障がいにより福祉的支援を必要とする犯罪をした人等に対し、関係機関と連携して、釈放後、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどを目的に設置されたところでございます。

北海道のセンターは、平成22年から事業を開始いたしまして、当初は、矯正施設出所者への支援である出口支援、令和3年度からは、被疑者や被告人段階への支援である入口支援にも取り組まれています。

また、罪を犯した人が地域で立ち直るための支援に関する懇談会を開催するなど、地域の様々な関係機関とのつながりを意識した活動に積極的に取り組まれています。

36ページをご覧ください。

こちらは、札幌地方検察庁からの寄稿でございます。

札幌地方検察庁では、刑事政策推進室を設置し、高齢や障がいなどの事情により福祉的支援が必要な対象者を福祉・医療機関につなぐ入口支援を行っています。

具体的には、捜査や公判を担当している検察官からの相談を受け、対象者の抱える問題を把握し、どのようにすれば円滑に社会復帰できるかの検討を行い、札幌保護観察所や北海道地域生活定着支援センターなどと連携しながら、居住、就労、生活、医療などにつなぐ支援に取り組まれています。

続いて、39ページをご覧ください。

こちらは、札幌弁護士会からの寄稿でございます。

札幌弁護士会では、令和3年11月から試行しておりました「よりそい弁護士制度」を令和5年4月から正式にスタートしています。

「よりそい弁護士制度」は、犯罪をした人等が社会生活を送る上で支障となっている事柄について、弁護士が代理人として手助けを行う制度でございます。イラストの下段の「入所中～出所後の多様な支援ニーズ」に記載されている手続などに利用することができ、利用者は弁護士費用を負担する必要がないというものになっております。

続いて、40ページをご覧ください。

こちらは、札幌市社会福祉協議会からの寄稿でございます。

社会福祉協議会は、住民組織と社会福祉事業関係者により構成された民間組織です。住民主体の理念に基づきまして、住民の福祉活動の組織化や社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などに取り組まれています。

犯罪をした人等が地域社会に戻った際に孤立し、再犯に至ってしまわぬよう、地域住民や関係機関・団体とのネットワークを活用し、生活課題の解決に貢献しておられます。

続いて、44ページをご覧ください。

こちらは、札幌市BBS会からの寄稿でございます。

BBS会は、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う団体でありまして、札幌市BBS会は、同団体の札幌市の地区会として設立されたものでございます。

主な活動内容としましては、兄や姉の立場から少年たちの話し相手や相談相手となるもだち活動や、少年たちとスポーツやレクリエーションを行うグループワーク、保護観察所や保護司会、更生保護女性会とともに社会貢献活動・非行防止活動などに取り組まれているところでございます。

続いて、51ページをご覧ください。

こちらは、更生保護法人札幌更生保護協会からの寄稿でございます。

札幌更生保護協会は、昭和33年に財団法人として設立され、平成7年に更生保護事業法が制定されたことにより、現在の更生保護法人となりました。

主な事業内容は、「一時保護事業」として、保護観察対象者などに対する就労や生活費などの支援、「連絡助成事業」として、更生保護関係団体及び更生保護施設の事業に対する助成などに取り組まれています。

続いて、54ページをご覧ください。

札幌保護観察所からの寄稿でございます。

札幌保護観察所は、再犯防止推進のため、保護司活動に対する支援をはじめ、関係機関と連携した様々な取組が行われています。

ここに掲載されているのはその取組の一部ですが、就労や住居の確保、高齢または障がいのある者等への支援、薬物依存の問題を抱える者への支援、地域による包摂の推

進など、国の再犯防止推進計画に掲げられている重点課題に基づいた取組を推進されています。

続いて、55ページをご覧ください。

札幌矯正管区からの寄稿でございます。

札幌矯正管区では、犯罪をした人等に対して、再び犯罪等をする事なく、地域で安定した生活を送ることができるよう、様々な取組が行われています。

札幌刑務所では、刑務作業を通じた勤労意欲の養成、薬物依存離脱指導やアルコール依存回復プログラムといった指導が行われています。

また、札幌少年鑑別所では、家庭裁判所等の求めに応じた鑑別と健全な育成のための支援を含む観護処遇を行っているほか、地域貢献の一つとして「法務少年支援センターさっぽろ」を併設し、地域援助の取組として、子どもの問題行動への悩みや職場でトラブルを繰り返す職員への悩みなど、相談内容に応じた助言や心理検査などが行われています。

続いて、58ページをご覧ください。

こちらは、札幌市保護司会連絡協議会からの寄稿でございます。

札幌市保護司会連絡協議会は、札幌市内10区の保護司会をもって組織され、保護司法第1条に規定されております保護司の使命達成に資する活動に取り組まれています。

特に、社会を明るくする運動の強調月間である7月には、市内の各地区保護司会で趣向を凝らした犯罪予防の催しが行われています。

ここではその一部が紹介されており、市内中学校での「非行防止教室」や、FMラジオによる放送、コンサドーレ札幌とのコラボポスターを制作し地下鉄車内に掲示するなど、様々な活動を展開されているところです。

59ページには、後日、札幌市更生保護女性連合会のコラムを掲載させていただく予定でございます。

コラムのご紹介は以上になりまして、続いて、資料編のご説明をさせていただきます。

62ページをご覧ください。

次回開催時点の「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員名簿を掲載しております。

隣の63ページには、本日の検討部会の委員名を掲載しております。

委員の委嘱期間でございますけれども、「(仮称)札幌市再犯防止推進計画」の策定に係る調査審議が終了する日までとなっており、本日ご審議いただいている答申書が札幌市に手交された日をもって委嘱が解かれたものとみなされるということで、まだ日付が入っておりません。

続いて、64ページをご覧ください。

こちらは、審議会における本計画の策定に係る審議経過等をまとめております。

説明は以上でございます。

○神元部会長 それでは、ただいまの事務局の説明について、ご確認やご質問がないかお

聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○綿貫委員 住宅管理公社の綿貫です。

事務局に1点確認をさせていただきたいと思います。

最終段階でこんな質問をして大変恐縮ですけれども、今回、答申（案）をいただきまして、改めて見直しをして思ったところを確認させていただきます。

答申（案）本文の3ページですが、第2章の「再犯を取り巻く状況と課題」というところの中段に刑事司法手続の流れという図がございます。こちらは、手続段階とどんな処分があるかということと地域社会への社会復帰が図示されているのですが、中段のいろいろな処分を受けた方を今回の計画の対象としておおよそ示しているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 3ページの図の解釈のところでございますけれども、こちらは、刑事司法手続の流れということで、それぞれの段階でどういう処分が下されるかという内容を簡単に図で示したものでございます。

例えば、起訴されて裁判所といったところで、その下に「全部執行猶予・罰金・科料・無罪」を経て地域社会に戻るといった記載がございます。狭い意味で言いますと無罪というのは再犯防止推進計画の対象ではないかもしれませんが、無罪の人でも住居や就労で困っている方がおり、そういう方に対しては札幌市の取組の中でいろいろ援助していきたいというところもございますので、そこは幅広に捉えてもらってもよろしいのかなと我々は考えております。

○綿貫委員 確認ですけれども、再犯防止推進法では、犯罪をした者等の定義として、犯罪をした者と非行少年と非行少年だった者を挙げています。条文上、犯罪をした者の定義ははっきりしてはいないのですが、普通に日本語的に解釈すると、犯罪を犯した人を想定していると思います。再犯の防止ですから、1回犯罪を犯したということが前提になっていると思うのですが、無罪の場合は、犯罪を犯していないので、もしもその後に犯罪を犯したとしても、それは再犯ではなくて初犯になるわけです。

そういう意味では、本来、法律で想定しているケースとは違うと言えは違うのですが、同じように起訴されて、公判手続が始まって、重大犯罪だったら報道されて名前が出たり写真が出たり、状況によっては身柄拘束も長期間にわたったり、いろいろな社会的なハンデを負うので、そういう方についても法律の趣旨を拡張して今回の計画の対象にしていくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 今回、再犯者率という指標が出ていまして、今、私が説明した広い意味だと、無罪の人は初犯になるので入らないのですが、手続の中でハンディキャップを背負われる方に対しては札幌市としてできる援助はいろいろあると思いますので、そういうところを取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○綿貫委員 関連して、起訴前の段階の不起訴のところ、不起訴（起訴猶予）となって

います。起訴猶予というのは、犯罪の嫌疑はあるのだけれども、犯人の性格とか年齢とか境遇とか犯罪の経緯から検察官が判断して、起訴しないというものだと思います。ただ、上に不起訴と書いていますので、不起訴の場合は嫌疑なしとか犯罪不成立という場合も入ってくると思います。不起訴（起訴猶予）という表記の仕方は非常に微妙なところだと思うのですけれども、同じような発想でいくと、罪を犯していない、嫌疑なしとか犯罪不成立で検察官段階で不起訴になった場合も、状況によっては重大犯罪などと同じように新聞報道で名前が出たり写真が出たり、身柄拘束期間は時間制限があつて起訴後よりは短いですけれども、それでも20日間の拘留をされる場合もあるということです。

ですから、括弧書きから外れますけれども、状況によっては柔軟に対応というか、計画の対象になり得るという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 札幌市の取組としては、そこで支援する、しないというところは区別しておらず、あくまで現在の状況に困っている人に対する支援となっておりますので、結果として、再犯者の定義に当てはまらない方に対しても、札幌市の幾つか挙げている取組の中で支援をしていくということになってくると思います。

○綿貫委員 分かりました。ありがとうございます。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 続きまして、計画のタイトルなのですけれども、原案から「仮称」を取りまして、札幌市再犯防止推進計画として、答申（案）についても同様に「札幌市再犯防止推進計画の策定について」とすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、ご提案したとおりに決定させていただきます。

最後に、各委員から、これまでの議論全体を振り返ってご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 これで、本日の議題は全て終了いたしました。

また、計4回を数えました検討部会での審議もこれで終了となります。

今後は、審議会で札幌市への答申を確定する必要があります。

本日の議論の中で答申（案）の修正案等につきまして特段のご意見がありませんでしたので、本日の答申（案）を審議会に諮るということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○神元部会長 最後に、この計画の策定に関しまして、私からも一言申し上げておきます。

これまでの経過などをいろいろ振り返りますと、札幌市は、再犯防止の施策を頑張っていると思うのです。しかし、市民のアンケートなどを取ると、再犯防止に対する協力というのは低調であるという状況でございます。

これも様々な事情があると思います。特に、私は薄野に住んでいますけれども、先日も

ホテルでの首狩り殺人事件が発生いたしまして、こういう大きな事件があると、市民は犯罪、再犯の防止などに触れたくないという意識がどうしても出てしまうのは仕方がないのかもしれない。

そこで、やはり広報が一番重要なのかと思います。札幌市もこれだけ頑張っているのだというものが、できるだけ市民の触れやすいところにあるということですね。市民が積極的に情報を検索して、こういうことをやっているのだねとたどり着くというのが理想的なのかもしれませんが、若者などがそれをやるのかと考えますと、やっぱり疑問があるのです。スマートフォンを使っているいろいろと検索するぐらいが限界かと思います。むしろ、ウェブ漫画などの形式で積極的にSNSの広告で出るような形で取り上げるというものでもありかと思います。例えば、かつて犯罪をした人がどのように更生したかという実話を基にしたようなドラマの展開などもありかと思うのです。

再犯防止に向けたムードづくりということで、広報を最も重視していきたいというのが私の考えでございます。

一言にしては長かったです、私からは以上です。

○栗生委員 確認です。

再犯防止推進計画についてはよくまとまったと思っておりますが、札幌市にはまだ再犯防止条例ができていません。国の法律に基づいて明石市の条例とかいろいろできていますので、見ていただきたいのですが、今後、条例の制定についてどう考えているのか、確認したかったのです。

僕も昔は保護司をやっていたから、ほとんどの方は知っていると思いますけれども、条例を制定している都道府県や都市もあります。札幌市では、いつそういう検討をするのか、ものすごく気にしていたのです。そこだけが気にかかっておりました。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 再犯防止推進計画については、ほかの政令市でも策定が進んでおりますので、皆様のご意見をいただきながら今年度中の策定を目指しているところです。条例については、ほかの都市の状況を十分に把握できていないのが現状でございます。

○栗生委員 全国で再犯防止条例ができていますよ。

ここに山本さんがいらっしゃいますけれども、僕も当時、保護司の連合会をやっている、その頃から条例をつくりませんかと何回もお声かけしているのです。その辺が見えてこないのも物すごい気になっていたのですけれども、もう一回、検討してみてください。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） まず、私どもとしては、この計画をしっかりとつけていきたいと思っております。その先については改めての検討になりますが、他都市の状況も踏まえながら、まずは調査研究をさせていただきたいと思っております。

○神元部会長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（江積区政課長） 神元部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

今後の予定でございますけれども、先ほど神元部会長からもお話がありましたとおり、検討部会にてご審議いただきました答申（案）につきましては、9月6日水曜日の午後2時から開催予定の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会において、札幌市への答申を決定していただく運びとなります。

お手元の委員名簿をご覧いただきたいのですが、神元部会長及び左端に常任と表記しております委員の皆様におかれましては、お忙しいところを大変恐れ入りますが、こちらの審議会につきましてもご出席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、答申書につきましては、審議会でご審議いただいた内容を踏まえまして、確定次第、検討部会委員の皆様へ郵送させていただきたいと考えております。

その後、審議会会長から市長に答申書を手交いただきまして、事務局にて答申内容を反映した計画（案）を作成の上、庁内での議論を進めてまいります。さらに、市議会への報告を経て、市民の皆様からご意見を頂戴するパブリックコメントも実施して、今年度内に計画を策定、公表させていただき予定を進めさせていただきたいと考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、全4回にわたる検討部会へのご参加と計画への様々なご意見を賜りまして、改めて感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

#### 4. 閉 会

○事務局（江積区政課長） それでは、以上をもちまして、第4回「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

以 上